

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	【 925,013 】	【流動負債】	【 43,753 】
現金及び預金	686,272	預り金	11,080
前払費用	29,482	未払金	210
未収委託者報酬	12,810	未払費用	28,475
未収運用受託報酬	188,989	未払消費税等	3,643
未収還付法人税等	6,975	その他	342
その他	482	【固定負債】	【 36,640 】
【固定資産】	【 210,481 】	長期未払金	35,407
(有形固定資産)	(30,802)	退職給付引当金	1,233
建物附属設備	3,585	負債合計	80,394
器具備品	27,216	純資産の部	
(無形固定資産)	(86,048)	【株主資本】	【 1,055,878 】
ソフトウェア	53,393	《資本金》	《 212,800 》
ソフトウェア仮勘定	32,450	《資本剰余金》	《 423,250 》
商標権	204	資本準備金	50,000
(投資その他の資産)	(93,630)	その他資本剰余金	373,250
投資有価証券	32,222	《利益剰余金》	《 1,258,463 》
保険積立金	4,930	利益準備金	14,652
長期差入保証金	42,111	その他利益剰余金	1,243,811
繰延税金資産	14,366	繰越利益剰余金	1,243,811
		《自己株式》	《 △838,635 》
		【評価・換算差額等】	【 △777 】
		その他有価証券評価差額金	△777
		純資産合計	1,055,100
資産合計	1,135,494	負債純資産合計	1,135,494

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

個別注記表

当社の計算書類は、「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）及び同規則第 118 条の規定に基づき、貸借対照表及び損益計算書に適用される「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成 19 年内閣府令第 52 号）及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」（昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会自主規制規則）に準拠して作成しています。

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの	……………	時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しています。
-----------------	-------	---

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産	……………	定率法 ただし、2016 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備については定額法 耐用年数 4 年～15 年
無形固定資産	……………	定額法 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

退職給付引当金	……………	従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しています。
---------	-------	--

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」を適用しており、約束したサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該サービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしています。

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

1. 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しています。

2. 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資一任契約において定められた受託資産額に対して運用受託報酬料率を乗じて算出され、確定した報酬を受取ります。当該報酬は投資一任口座の運用期間にわたり収益として認識しており、また、成功報酬は、対象となる投資一任口座のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しています。

